

# 東郷の保育の基本方針及び公立保育所の民営化方針

令和2年8月

【令和4年11月改訂】

こども保育課

## 1 はじめに

近年の国の幼児教育・保育制度は、平成27年4月の認定こども園制度の導入を始めとする「子ども・子育て新制度」により地域における幼児期の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされ、本町でも小規模保育事業や一時預かり事業を実施するなど、地域の実情に応じた子育て支援施策を展開してきました。

また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児までの保育料を無償化するとともに、幼稚園に在籍する児童に対する給付を行うなど、幼児教育・保育の充実を進めてきました。

このような制度変更は、女性の社会進出や多様な就業形態による保育需要が高まってきたことや、共働き家庭の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化といった保育環境の変化に伴い、多様な保育サービスが求められてきたことによります。

「東郷町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）」では、「つくろう 未来につながる 子育てのまち東郷」の基本理念に基づき、保育所の整備や認定こども園への移行の検討など、今後取り組むべき様々な施策を掲げています。また、「保育所等長寿命化計画（令和元年10月策定（令和4年11月改訂））」では、保育所整備の観点から民営化を検討する基本的な考え方と、質の高い幼児教育の導入について検討することとしています。

この方針は、今後、これらの計画に基づき、具体的に施策を進めるに当たって、基本的な考え方とそれに関する必要な事項を定めるものとします。

## 2 現況

### (1) 施設の状況

令和4年4月1日現在で公立の保育園は5園、公立の小規模保育事業所は1園です。

#### ア 和合保育園（昭和50年度建築、鉄骨造、市街化区域）

平成30年度の台風時に屋根がはがれるなど、特に劣化が著しい状況で、建築物以外では、老朽化によりプールのひび割れが繰り返し起こり、補修が難しい状況です。また、現在の保育所は、和合の既存集落に接する位置にあり、周辺に住宅が集積しているため、現在地での建替えが困難なこと、更にセントラル開発により子育て世帯の増加が見込まれることから、民営化を図り、代替となる民間施設を誘致します。

イ 南部保育園（昭和 50 年度建築、鉄骨造、市街化区域）

雨漏りが続くなど、特に屋根の劣化が著しい状況で、全体的に建築物の劣化が進んでいます。現在地が借地であることから、県道名古屋岡崎線より北の地域での立地を含めて民営化を検討します。

ウ 中部保育園南棟（南棟：昭和 46 年度建築、鉄骨造、北棟：平成 27 年度建築、鉄骨造、市街化調整区域）

北棟は平成 27 年度に 2 階建てに改築し、2 階は児童発達支援事業所ハーモニーとして運営しています。南棟（遊戯室、職員室等）の老朽化が進んでいるため、建替えについて検討するとともに、南棟により保育室から園庭を見渡すことができない状態は、望ましい保育環境とはいえず、いずれ解消する必要があることから、保育の量が北棟のみで保育所として機能する人数となった際には、解体についても検討します。

エ 音貝保育園（昭和 52 年度建築、鉄骨造、市街化調整区域）

雨漏りが続くなど、特に屋根の劣化が著しい状況です。小学校や児童館が集積している位置に立地し、主要な道路に近く、自動車通勤の保護者の利便性が高いことから、近隣地での民営化を検討します。

オ たかね保育園（昭和 54 年度建築、鉄筋コンクリート造、市街化区域）

都市再生機構（旧日本住宅公団）が住宅地を造成したときから敷地を使用貸借して立地しており、小学校や児童館が集積している位置にあります。押草団地などの住宅が集積する位置に立地していることから、一時的に保育を代替する場所を確保して、現在地で建替えを行うことを優先して検討します。

カ ひよこルーム（平成 25 年建築、プレハブ建築、市街化調整区域）

中部保育園北棟の改築の際に代替保育室用に設置した施設を平成 27 年度から待機児童対策の公立の小規模保育事業所として運営しています。令和 2 年 10 月でリース期間が満了し、今後、施設の老朽化が進んでいくと考えられます。

キ 私立の保育園、認定こども園、小規模保育事業所

私立保育所は 4 園（若葉保育園・昭和 59 年度建築、東郷せいぶ保育園・平成 16 年度建築、留愛東郷保育園・平成 28 年度建築、あずま♪ららら保育園愛知東郷・令和 2 年度建築）、認定こども園は 1 園（東郷あやめこども園・平成 28 年度建築）、私立小規模保育事業所は 3 園（しらとり保育園・昭和 59 年建築、にじいろ保育園・平成 30 年建築、キラッとらぼん春木保育園・平成 3 年建築）あり、比較的新しい建築物が多い状況です。

(2) 保育サービス等の状況

ア 3 歳未満児の保育

全園で実施しています。0 歳児から 2 歳児までの保育ニーズは高く、民間の小規模保育事業所が 3 園新設されていますが、年度途中の待機児童が発生しています。

イ 延長保育

午後 6 時以降に標準保育時間を 1 時間以上延長して保育する延長保育を公立 5 園と私立 3 園で実施しています。

ウ 障がい児保育

心身の発達が緩やかな児童や特別な配慮が必要な児童を対象に、中部保育園の 2 階を使用して、公立の児童発達支援事業所ハーモニーを開設し、療育を実施しています。利用希望が多く、定員 30 人の枠は、不足している状態です。

なお、私立の児童発達支援事業所は、町内に 3 か所（「北風と太陽 東郷（兵庫一丁目）」、「児童デイ まり（和合ヶ丘一丁目）」、「elsol（清水一丁目）」）設置されています。

エ 一時預かり

民間委託により 3 施設で実施しています。

オ 病児保育

民間委託により 1 施設で実施しています。

カ 休日保育

民間委託により一時預かりとして、祝日保育を 1 施設、日曜・祝日保育を 1 施設で実施しています。

キ 幼稚園

子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園が 1 施設あります。

ク 医療的ケア児の保育

公立 1 園で看護師 1 名を配置しており、受入れに向け検討を進めています。

(3) 園児数（保育園・幼稚園）の現況

過去 10 年の保育園の園児数は、3～5 歳児が約 14%減少しているのに対し、3 歳未満児が約 44%増加しており、3 歳未満児の時期から保育所を利用している子どもが大きく増加していることが分かります。

表 1 保育所の園児数 (各年 4 月 1 日現在)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
3-5 歳児	822	814	786	769	702	708	715	724	692	707
0-2 歳児	227	215	235	230	272	281	270	314	352	328

過去 10 年の幼稚園の園児数は、平成 28 年度・平成 29 年度をピークに減少していますが、その後横ばい傾向にあることから、幼児教育の一定のニーズはあることが分かります。

表 2 幼稚園の園児数 (各年 6 月 1 日現在)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
541	552	537	574	574	555	521	534	524	523

### 3 課題

本町の保育及び幼児教育における課題は、次のように考えられます。

#### (1) 待機児童の解消

これまで、平成 28 年 4 月に 3 歳未満児の認可保育所「留愛東郷保育園」の開園、小規模保育事業「しらとり保育園」の認可外保育施設からの移行を進め、平成 29 年 10 月には旧町立諸輪保育園及び旧町立上城保育園を統廃合し民営化した「東郷あやめ保育園（現：東郷あやめこども園）」が諸輪地区に開園し、平成 31 年 4 月に東郷西部地域に小規模保育事業「にじいろ保育園」、令和 2 年 4 月に祐福寺地区に小規模保育事業「キラッとらぼん春木保育園」、令和 3 年 4 月に 3 歳未満児の認可保育所「あずま♪ららら保育園愛知東郷」が東郷セントラル地区に順次開園し、民間の力を活用した待機児童対策を進めてきました。

平成 29 年度以降、6 年連続で 4 月 1 日現在の待機児童は発生していませんが、年度途中には発生（平成 31 年度 15 人、令和 2 年度 33 人、令和 3 年度 8 人：各年度 10 月 1 日時点）し、3 歳未満児の保育ニーズは高いことから、引き続き受入れ枠の拡大が必要です。

#### (2) 施設の老朽化

公立保育所の建築物は、中部保育園北棟、児童発達支援事業所ハーモニーを除き、建築後 40 年以上が経過し老朽化が進んでいることから、大規模改修等による長寿命化ではなく、民営化の検討を経た上で、改築を進めます。

#### (3) 障がい児保育の推進

近年、子どもの数は減少傾向にありますが、3 歳児健診で経過観察を要する子ども（継続して発達の見守り、支援が必要とされる子ども）の数は、高い割合で推移しています。これらの子どもの保護者の希望に対し、保育所や児童発達支援事業所で十分に受入れができていないことから、受入れ人数を拡大するため、職員と施設の確保が必要です。

また、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもの受入れ場所が少ないことから、保育所や児童発達支援事業所ハーモニーでの受入れについての検討が必要です。

#### (4) 幼稚園・認定こども園による幼児教育の推進

未移行幼稚園が 1 園、認定こども園が 1 園ありますが、更に新たな幼児教育の場を提供できることが望ましい状況です。

#### (5) 緊急避難場所としての機能

保育所は、児童福祉施設として児童虐待のおそれがある子どもを継続的又は緊急避難的に受け入れる役割を担う必要があります。

#### (6) 多様な保育サービスの実施

これまで実施してきている保育サービスのうち、障がい児保育や休日保育などは、今後のニーズを踏まえて拡充する必要があります。

#### (7) 施設総量の抑制

長期的には人口減少を迎えることを踏まえ、既設の公立保育所の改築等をする際には、将来的な施設の集約に向けて整備の規模を検討する必要があります。

#### 4 今後の子ども数の見込み

「東郷町人口ビジョン（令和2年3月）」では、当面人口は増加するものの、年少人口は緩やかな減少傾向を見込んでいます。「東郷町子ども・子育て支援事業計画」では、子ども数は減少するものの、保護者の今後の就労意向が高いことなどから、保育の量については緩やかな増加傾向で推移すると見込んでいます。

表3 保育の量の見込み

	R2	R3	R4	R5	R6
3-5 歳児	690	668	675	678	700
0-2 歳児	380	394	380	380	380
計	1,070	1,062	1,055	1,058	1,080

#### 5 保育の基本的な方向性等

##### (1) 幼児教育の推進

これまで本町では、幼児期の子どもの育ちについて、公立保育所での保育を中心に取り組んできましたが、町外の幼稚園に通う子どもが多いことは、保護者の幼児期の教育へのニーズが高いことを示していると考えられます。そのため、「東郷町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標である「幼児教育・保育の充実」に沿って、今後、改築や民営化により保育所等の整備を進める際には、保育の必要な受入れ枠を確保した上で、特色ある幼児教育の取組が期待できる認定こども園の整備を基本とし、幼児教育を推進します。ただし、一定程度の認定こども園が整備され、町内でも特色ある幼児教育の受け皿が確保できた後は、特色ある保育を実施する保育所の整備も進めます。

##### (2) 障がい児保育の充実

障がい児に対する支援については、障がい児の受入体制を明確にし、充実を図ることとしていますが、児童発達支援事業所ハーモニーに全ての希望者が通所できていないこと、また、今後、障がい児保育の需要は高まることから、現在使用している中部保育園2階の施設の拡大の検討が必要です。

一方、障がい児保育には、専用施設も有効ですが、通常の保育施設で発達が緩やかな子どもが集団の中での生活を経験することについても、個々の成長には有意義と考えられることから、保育所と緊密な連携、交流が可能な施設での実施が望まれます。そのため、保育の量が将来的に十分確保できる施設整備が進んだときは、保育所の民営化及び改築の際に、現在の中中部保育園の0～2歳児の受入れを縮小し、老朽化の進む南棟を取り壊した上で、障がい児保育の受け入れを進める施設とすることも検討します。

加えて、地域の障がい児やその家族への相談等を実施する地域の中核的な療育

支援施設として、児童発達支援センターの設置に向けての検討も必要です。

(3) 地域の子育て支援の拠点

「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」において、保育所は、地域の子育て家庭に対する支援等の役割を担うものとされていることから、本町の市街化区域を基本とし、小学校区ごとに公立・私立を問わず1以上の3～5歳児を受け入れる保育所等を維持する必要があります。

(4) 施設の集約化に向けた段階的な更新

「東郷町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)」では、公共施設の長寿命化の推進に加え、施設保有量の最適化も目指すとしていること、また、「東郷町立地適正化計画(平成31年3月)」では都市の集約を進めるとしていることから、保育所等を新たに整備する際には、小中学校や児童館の周辺への配置をできるだけ目指すとともに、他の公共施設との複合化についても、適宜検討を行います。

6 公立保育所のあり方

上記の保育の基本的な方向性等を踏まえ、公立保育所の役割を次のとおり定め、この役割を果たすために必要な規模を2施設とし、次の施設を公立保育所として維持していきます。

(1) 公立保育所の役割

ア これまで培ってきた本町の保育目標である「心身ともに健康な子ども」や「意欲的に生き生きと良く遊べる子ども」、「豊かな感性を持った子ども」、「良い人間関係を作り出していける子ども」を育む保育の実践を基本として、公立保育所だけでなく私立保育所を含む保育の質の向上を図り、町の子育て支援施策を推進する役割を担います。

イ 民間保育所で受入れが困難な、重度の障がいのある児童や特徴のある児童の受入れや、児童虐待のおそれがある子どもを継続的又は緊急避難的に受け入れる役割を担います。

(2) 公立保育所として維持する施設

公立保育所として維持する施設及びその理由は、次のとおりです。

ア 中部保育園

町の中心部に位置する平成27年度建築の新しい施設であり、児童発達支援事業所ハーモニーを併設した障がい児保育の中心的な役割を担う施設であるため。

イ たかね保育園

町北部の市街化区域に位置し、高嶺小学校、北部児童館等の公共施設と近接した配置で、周辺は広く市街地が形成されており、民間が新たな保育所等の敷地を確保することが困難であることに加え、支援が必要な外国人世帯が多く存在するため。

(3) 公立保育所の定員調整機能

子どもの人口については、おおむね横ばいの人数を推移すると見通し、保育所等の整備は、現在の受入れ人数を確保するよう進めていきます。ただし、保護者の就労率による保育ニーズの減少等は年度ごとに一定程度生じることから、利用希望人数に対し受入れ枠に余裕が生じるときは、民間保育所での受入れを優先し、公立保育所で調整を行います。

## 7 公立保育所の民営化方針

上記を踏まえ、「保育所等長寿命計画」に従い、次のとおり民営化の基本方針を定め、次の2施設について民営化を進めるものとします。

### (1) 民営化の基本方針

ア 多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、特色ある幼児教育・保育の実践を推進します。

イ 老朽化が進んでいる施設を更新する際には、国庫補助等を活用して健全な財政運営に努めます。

ウ 増加する3歳未満児の保育需要に対応するため、3歳未満児の受け皿を確保します。

エ 民営化する際、町の正職員の保育士は、公立保育所として維持する保育所に配置換えし、これまで町が実践してきた保育のノウハウを集積します。

オ 在籍する園児、保護者その他町民等に情報提供を行い、民営化に伴う影響について説明責任を果たし、円滑に移行できるよう十分配慮します。

### (2) 民営化を進める施設

民営化を進める施設及びその理由は、次のとおりです。

#### ア 南部保育園

施設の老朽化が進み、施設を更新する必要があるため、また、春木台小学校区以外の公共施設の近隣へ配置して施設の集約を図る必要があるため。

なお、地区から借用している現在の土地は、他の公共的な用途での使用を検討します。

#### イ 音貝保育園

市街化調整区域に立地し、市街地形成が進んでいない土地が周辺に比較的にあることから、施設が集約している現在地の近隣に民間事業者の進出が期待できることに加え、施設の老朽化が進んでいるため。

### (3) 町の正職員の保育士の配置見通し等

町の正職員の保育士は、民営化に当たって、公立保育所として維持する施設等に配置換えします。職員採用は、必要な人員に対して「第6次東郷町定員適正化計画（令和3年3月）」の退職補充の考え方を基本とし、補充職員を調整することで対応します。現在の正職員の保育士数は、公立保育所として維持する施設の運営に必要な人数の範囲内であり、継続して任用します。

民営化に当たって、子どもに係る環境の変化を最小限とするため、民営化後の

施設での処遇を希望する会計年度任用職員については、優先的に雇用されるよう調整していきます。

## 8 民営化の手法

これまで検討・実施してきた民営化の手法は、民間事業者に土地建物を貸し付けて運営を移管する方式（公設民間移管方式）と民間事業者に土地を無償で貸し付けて運営を移管する方式（公設民間移管方式）と民間事業者が自己所有の土地に建物を建設して運営する方式（条件付き民設民営方式）、民間事業者が自己所有の土地に建物を建設して運営する方式（完全民設民営方式）の3つの方式が挙げられます。東郷町保育所整備計画（平成4年10月策定。令和元年10月廃止）では、事業者の実施する保育の運営への関与を考慮し、公設民間移管方式を最善としており、1園を公設民営の指定管理制度から民間移管を行いました。その後、条件付き民設民営方式の民間事業者についても、公募等の際に適正な審査を行った結果、町の意向を十分反映できた保育が実施されています。こうした状況に加え、周辺市では完全民設民営方式を実施している例もあること、また、現在民営化を進めている和合保育園の代替園についても、完全民設民営方式で順調に進捗していることから、完全民設民営方式を優先して民営化を進めていきます。

### (1) 南部保育園の民営化

「保育所等長寿命化計画」に基づき、南部保育園の民営化について、次の基準に沿って進めます。

#### ア 位置

南部保育園から直線でおおむね1kmに位置する南部児童館の周辺おおむね500m以内とします。

#### イ 施設の種類

認定こども園とします。

#### ウ 手法

民設民営方式（土地の取得等についても、民間が実施）

#### エ 規模

150人（保育枠 3～5歳児75人、0～2歳児60人／教育枠 15人を想定）

#### オ 運営主体

社会福祉法人又は学校法人

### (2) 音貝保育園の民営化

「保育所等長寿命化計画」に基づき、音貝保育園の民営化について、次の基準に沿って進めます。

#### ア 位置

音貝保育園から直線でおおむね500m以内とします。

#### イ 施設の種類



認定こども園又は保育所とします。

ウ 手法

民設民営方式（土地の取得等についても、民間が実施）

エ 規模

150人（保育枠 3～5歳児75人、0～2歳児60人（認定こども園の場合は、教育枠 15人）を想定）

オ 運営主体

社会福祉法人又は学校法人

#### <定員の考え方>

民営化に適していると考えられる1施設当たり150人の定員とします。年度途中で待機児童が生じている0～2歳児の枠を拡大するとともに、町全体で受入れ枠が大きい3～5歳児の枠は縮小します。ただし、次期子ども・子育て支援計画（令和6年度策定予定）における保育の需要の見込みを踏まえ、音貝保育園の民営化による施設の定員規模について必要な見直しを行います。

## 9 見直し

この方針は、1のとおり計画に沿って定めることから、必要に応じ適宜見直しを実施するものとします。